

【個別施策】		【重点環境プロジェクト】
1-1-1	彩り豊かな緑の創出・ネットワーク化の推進	重点環境プロジェクト 1 「ちょこっとビオトープ*」による 生物多様性創出プロジェクト
1-1-2	魅力ある身近な公園づくりの推進	
1-2-1	農地の保全	
1-2-2	地域の緑の継承	
1-3-1	自然とまちの調和の推進	
1-3-2	在来の生きものの保全	
1-3-3	生物多様性に関する情報の蓄積と活用の推進	
2-1-1	家庭の省エネルギー促進	重点環境プロジェクト 2 まちまるごと省エネプロジェクト
2-1-2	事業所の省エネルギー促進	
2-1-3	公共交通・徒歩・自転車等での移動促進に向けた環境整備	
2-1-4	市の施設における省エネルギーの推進	
2-2-1	太陽光発電*等の普及促進	重点環境プロジェクト 3 暑い夏も快適で健康に暮らせる まちづくりプロジェクト
2-2-2	エネルギーの多様化と自家消費の推進	
2-2-3	市の施設における再生可能エネルギー*等の導入推進	
2-3-1	地球温暖化に関する情報収集・発信	
2-3-2	暑さ対策の推進	
2-3-3	浸水等による被害防止の推進	
2-3-4	自然環境への影響軽減の推進	
3-1-1	4R*の推進	重点環境プロジェクト 4 みんなで食品ロス削減プロジェクト
3-1-2	プラスチックごみの削減	
3-1-3	食品ロス*の削減	
3-2-1	適正なごみ処理と資源循環の推進	
4-1-1	環境監視・測定の実施	重点環境プロジェクト 5 みんなが笑顔で暮らせる美しいまち プロジェクト
4-2-1	雨水浸透による水循環の回復	
4-2-2	水資源の有効活用	
4-3-1	地域の美化・清掃活動の推進	
4-3-2	マナーの向上による地域環境の確保	
4-3-3	良好な景観づくりの推進	
5-1-1	情報発信、意識啓発の推進	重点環境プロジェクト 6 市民みんなが環境を考え行動するまち プロジェクト
5-1-2	地域や子どもに向けた環境教育の推進	
5-2-1	地域のリーダー的人材の発掘・育成	
5-2-2	市民協働による環境保全の推進	
5-2-3	市民主体の身近な環境保全活動の促進	
5-3-1	主体間のネットワーク化の推進	
5-3-2	広域的連携の推進	

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

4.2 個別施策

4.2.1 分野別目標に基づく環境施策

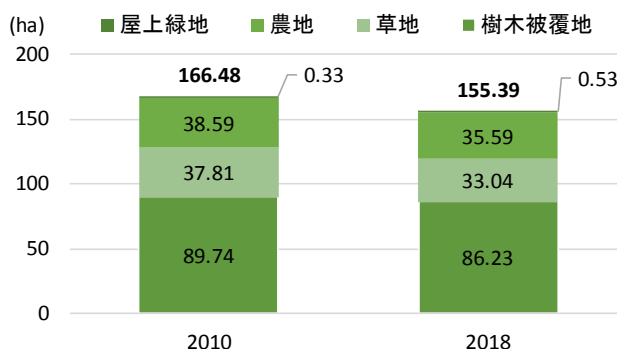
**基本目標 1
(自然環境)**

人と生きものが共存する、豊かで多様な水と緑のまちづくり

(1) 現状

◆ まちの緑の現状

狛江市の緑被地面積は減少傾向にあり、平成 22（2010）年度から平成 30（2018）年度までの9年間で、宅地化等を背景に約 11ha の緑地が減少しました。しかし、農地、草地の減少は、以前と比べて緩やかになりつつあります。

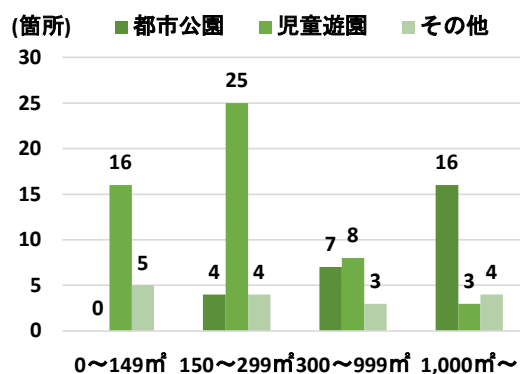


出典：「狛江市緑の基本計画」

図 4-1 狛江市の緑被地面積の推移

狛江市の公園の特徴として、小規模な公園が多く、半数以上が面積 300 m²未満となっています。また、地域によって公園の面積や配置の偏りがみられます。

種別		箇所	面積 (m ²)
都市公園	街区公園	17	17,680.15
	近隣公園	1	12,532.31
	緑地・街区緑地	9	75,868.93
	小計	27	106,081.39
児童遊園		52	16,466.84
合計		79	122,548.23



(平成 31 (2019) 年 4 月 1 日時点)

出典：「狛江市緑の基本計画」

図 4-2 公園整備状況と面積別公園緑地

◆ 生物多様性の現状

私たち人間の生活は、生物多様性から生み出される様々な自然の恵みに支えられています。しかし、人間活動等により多くの動植物が絶滅の危機にあり、また、絶滅速度も加速しているとされていることから、世界共通の喫緊の課題として認識されています。

市内においても数多くの生きものが生育・生息しており、平成29(2017)年と平成30(2018)年に実施した調査では、918種の動植物が確認されました。このうち、国又は東京都のレッドデータブックで希少種に指定されている生きものが67種、外来種*が154種確認されています。多摩川や野川の水辺において多様な生きものが確認されているほか、古くから残る社寺や古墳等の樹林地や、まちなかの公園や緑道、農地等も生きものにとって重要な生息空間となっています。

生物多様性

地球上に生育・生息する生きものは、未知の種も含めると870万種とも3,000万種ともいわれ、未だに全容が分かっていません。この非常に多くの種類の生きものが、異なる環境において、自分たちの生きる場所を見つけ、互いの違いを活かしながらつながり、調和していることを「生物多様性」と呼びます。

生物多様性の国際条約である「生物多様性条約」では、生態系*の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

■生態系の多様性

樹林や草原、砂漠、湿地等、地球上には土地ごとに異なる地形・気候等の環境条件にあった様々な「生態系」が成立しています。

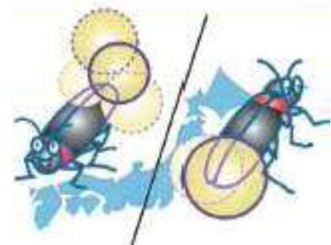
■種の多様性

生態系には“食べる・食べられる”でつながった、数えきれないほどの多くの「種」が暮らしています。国連環境計画(UNEP)が平成23(2011)年に発表した研究報告では、地球上の生物種数は約870万種で、その多くが未知種だとしています。

■遺伝子の多様性

同じ種の生きものでも、一つひとつ「遺伝子」が違い、姿、形、声、行動等の違いがあらわれます。同じ種であっても、長い時間の間には、地域によって別の性質をもつようになった生きものもいます。

例えば、同じゲンジボタルでも、西日本と東日本では発光の間隔が違います。



出典：「狛江市生物多様性地域戦略」「エコシステム」2004年7月(公財)日本生態系協会)

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(2) 課題

◆ 緑の量の減少抑止と緑の質の確保

緑の量の減少に歯止めをかけるため、新たな緑の創出と既存の緑の保全が課題となっています。中でも、農地の減少の抑止と樹林地や水辺環境の保全に加え、緑の創出・保全における限られた空間、機会を最大限に活用し、「質」の充実を図ることが重要です。

これらの実現には、市民の身近にある緑への関心をさらに高め、連携・協働の機会を創出するとともに、法制度の活用や緑の保全に対する支援の継続・強化が必要となっています。

◆ 自然環境と暮らしが調和した生物多様性の保全

都市圏域にある狛江市では、生物の生息空間の減少や分断、外来種*の増加等が課題となっています。

生きものの生息拠点となっている既存の樹林地や水辺等の保全を図りつつ、市民等との連携・協働により、生物の生息空間となる緑や水辺を身近で増やし、つなげることにより、市全域の生物多様性の保全・向上を図ることが重要です。

また、自然に係る市民活動や自然を利用したレクリエーションが活発である一方で、生物多様性に関する市民の認知度については向上の余地があることから、生物多様性やその重要性に対する認識を高め、地域の自然への理解が深まり、自発的な関わりが広がっていくことが必要です。

(3) 施策の方向性と指標・目標

- ・市民の貴重な財産である緑の創出・保全を図るとともに、緑の持つ様々な役割にも着目し、それらの質を高め、次世代に継承することをめざします。
- ・市民自らによる住宅や地域における身近な緑の創出、身近な公園の魅力向上、狛江らしい風景の一つである農地の保全を進め、市民との連携・協働により市全域が彩り豊かな緑でつながるような緑のネットワークを築いていきます。
- ・生物多様性の重要性等に関する市民の理解・関心を高め、市民をはじめとした多様な主体との連携のもと、市内の自然環境の“持続可能な保全と活用”に取り組みます。
- ・これらの取組を進める上では、身近な緑と併せて、貴重な自然空間である多摩川を有効に利活用し、効果的な施策の展開を図ります。
- ・緑の創出・保全にあたっては、緑の多面的機能（都市景観の向上や都市防災への寄与等）を活用する「グリーンインフラ」の視点をもって取組を進めます。

基本目標 1 では、3つの施策の方向性（1-1 まちの緑の創出、1-2 まちの緑の保全、1-3 生きものと共存するまちづくり）を定め、次ページの表に示す指標により目標の達成状況等の進捗管理を行います。

グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことを言います。市内では、公園や農地、水辺の緑等が有する多様な機能（保水機能、ヒートアイランド抑制、生物多様性保全、CO₂の吸収、学び・体験の提供等）に着目し、その機能を充実・拡張させ、まちづくりに取り込んでいくことが考えられます。

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

施策の方向性	指標	現状 (平成30(2018)年度)	目標 (令和11(2029)年度)
1-1 まちの緑の創出	地点別平均緑視率	19.9%	25.0% ^{※1}
	月に1回以上公園を利用する市民の割合	47.0%	60.0%
1-2 まちの緑の保全	生産緑地地区面積	31.19ha	現状維持 ^{※2} (特定生産緑地を含む)
	民有地の樹林地面積 ^{※3}	10.7ha	現状維持
1-3 生きものと共存するまちづくり	市内における指標種の生息状況	20種の指標種 ^{※4} の生息確保 (平成31(2019)年度)	現状維持
	「生物多様性」の意味を知っている市民の割合	30.5%	51%以上

※1 緑が多いと感じる人の割合が高くなるとされる緑視率の値

※2 公園化する部分を除く

※3 樹冠面積300㎡以上の樹林地のうち、土地利用現況調査に基づく土地利用が社寺、商業地、独立住宅、集合住宅、併用住宅、工業地、農用地、その他未利用地に区分される土地にある樹林地

※4 26ページ参照

緑視率

緑視とは、人の目に映る緑の量で、立面的な視野内に占める緑の量の割合を緑視率といいます。人々の緑に対する満足度や、意識量の把握手段として用いられ、人間の普通の視野の範囲で撮影した写真等を用い、その中に占める樹木等の緑の面積が占める割合を集計しています。

現状の狛江市内78地点の平均緑視率は19.9%です。類似調査を実施している他の市区との比較から、狛江市内の平均緑視率は中程度に位置していますが、緑被率（植物の緑によって覆われた土地の面積の割合）が狛江市と同程度の武蔵野市、やや低い杉並区に比べて、狛江市の平均緑視率は低い状況です。



注) 赤で着色された部分が緑視

出典：「狛江市緑の基本計画」

図 4-3 市内の緑視率が高い地点（左）と低い地点（右）の例










指標種

「狛江市生物多様性地域戦略」では、動植物の生育・生息空間の質を確保するための目標として、狛江市の都市生態系*を構成する水辺・樹林地・草地等で生息が確認されている動物から、それぞれの生態系の頂点に立つ肉食の種、生活圏域が広域にわたる種、ヨシ原や礫河原・草原等特定の環境を必要とする種、誰もが見つけやすい種という視点で「指標種」を計20種選定し、その生息が継続的に確認されることをめざします。

■水辺の指標種（11種）

チョウゲンボウ 	ホンドイタチ 	カワセミ 	ヒバリ 	オオヨシキリ 
ツバメ 	ニホンアマガエル 	カワラバッタ 	ドジョウ 	アカトンボの仲間 
ハグロトンボ 				

■緑の多いまちなかの指標種（9種）

ツミ 	ホンドタヌキ 	アブラコウモリ 	モズ 	ツバメ 
ヒガシニホトカゲ 	ニホンミツバチ 	ナナフシモドキ 	ヒグラシ 	

出典：「狛江市生物多様性地域戦略」

「」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(4) 個別施策と具体的な取組

市の個別施策と具体的な取組は、次のとおりです。

施策の方向性 1-1 まちの緑の創出

個別施策	具体的な取組
1-1-1 彩り豊かな緑の創出・ネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設における緑の創出 ● 民間施設における緑の創出 ● 緑のネットワークの形成 ● 接道部緑化の推進
1-1-2 魅力ある身近な公園づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園、緑地等の整備 ● 身近な公園の機能再編 ● 市民・地域主体の公園管理 ● 安心して利用できる公園づくり

施策の方向性 1-2 まちの緑の保全

個別施策	具体的な取組
1-2-1 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度や多面的機能を活かした農地の保全 ● 市民交流による農地の保全 ● 地域で支える農業の展開による農地の保全 ● 多摩川流域で支える農業の展開による農地の保全
1-2-2 地域の緑の継承	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹林地の保全と活用 ● 保存樹木等の保全と管理支援 ● 特別緑地保全地区*や古墳の保全 ● 多摩川・野川の環境保全

施策の方向性 1-3 生きものと共存するまちづくり

個別施策	具体的な取組
1-3-1 自然とまちの調和の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発行為等における生きものへの配慮の推進 ● 身近な生きものとの共存推進 ● 公共緑地における生きものにも配慮した維持管理 ● 生きものに配慮した空間づくりの推進
1-3-2 在来の生きものの保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 希少種の保全 ● 外来種*対策の推進
1-3-3 生物多様性に関する情報の蓄積と活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の実態把握・調査の実施 ● 自然資源を活かした産業の振興 ● 自然資源を活かしたレクリエーション・イベント等の推進

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

基本目標 2
(地球温暖化)

地球温暖化を乗り越える、人と地球にやさしい脱炭素*社会の推進
 狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

(1) 現状

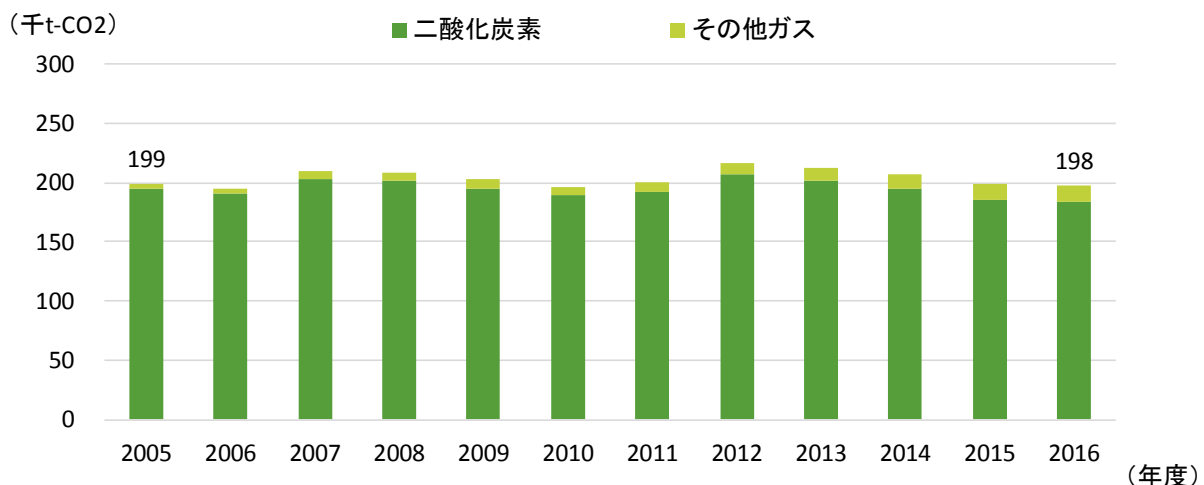
◆ 地球温暖化の現状

国連の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書では、地球温暖化は確実に進行し、人間による産業活動等に伴う温室効果ガス*の排出が要因であることは明らかであると示されています。

世界の平均気温は、明治 13 (1880) 年から平成 24 (2012) 年までに 0.85℃上昇しており、日本の平均気温も過去 100 年間で約 1.19℃上昇しています。さらに、IPCC の報告では、世界的なさらなる気温上昇が予測され、日本では 21 世紀末には現在よりも 3.3℃～4.9℃高くなると予測されています。

◆ 狛江市の温室効果ガス排出量の現状

地球温暖化の主な要因である温室効果ガスの狛江市からの排出量は、平成 17 (2005) 年度が 199 千 t-CO₂ であるのに対し、平成 28 (2016) 年度は 198 千 t-CO₂ (平成 17 (2005) 年度比 0.5%減) となっています。温室効果ガス排出量の 90%以上は CO₂ が占めています。

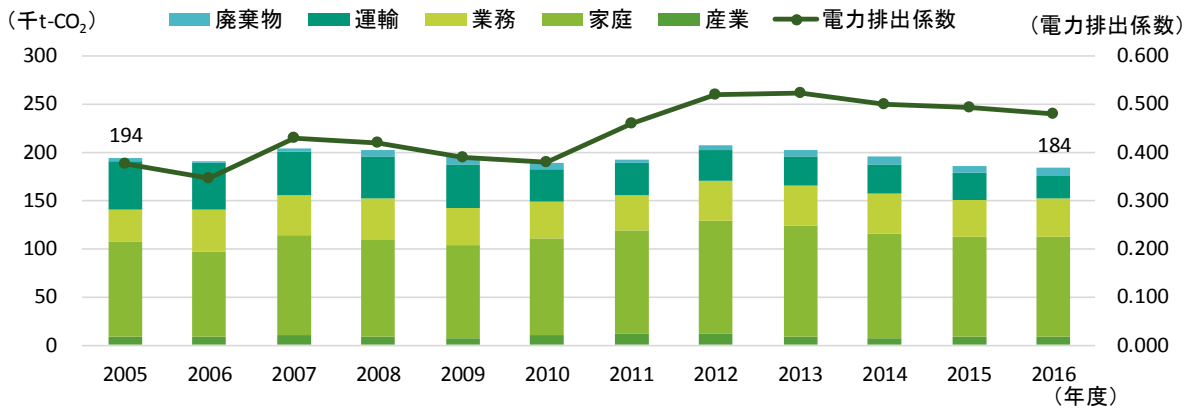


出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」多摩地域温室効果ガス排出量

図 4-4 狛江市の温室効果ガス排出量の推移

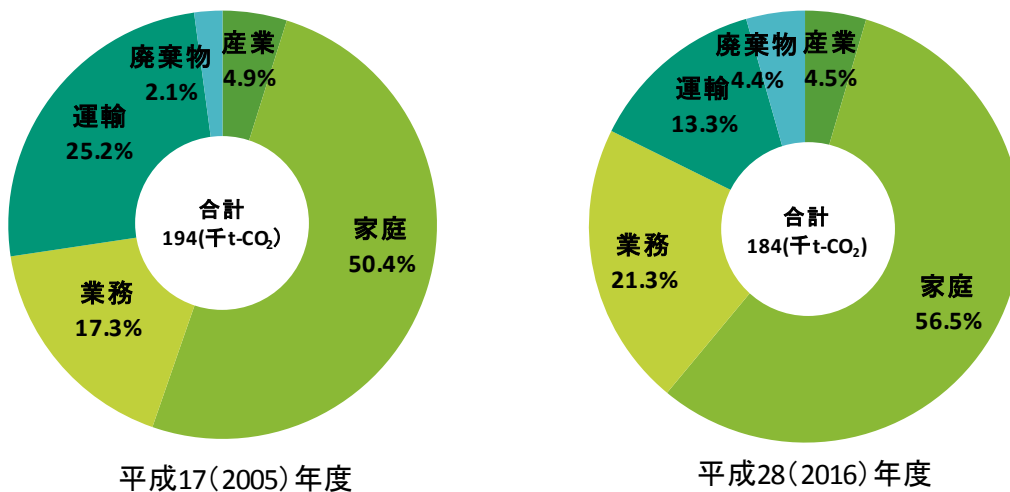
CO₂ 排出量を部門別にみると、産業部門、運輸部門の割合が減少する一方で、家庭部門、業務部門の割合が増加傾向にあります。平成 28 (2016) 年度における部門別 CO₂ 排出量の割合は家庭部門が最も大きく全体の 56.5%を占めており、次いで業務部門が 21.3%を占めています。また、電気の使用に大きく依存する家庭部門の排出量は、電気事業者の排出係数*の変動に伴って大きく変動する傾向があります。

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」多摩地域温室効果ガス排出量

図 4-5 狛江市の部門別 CO₂ 排出量の推移



※端数処理の関係上、合計値が 100.0%とならない場合があります。

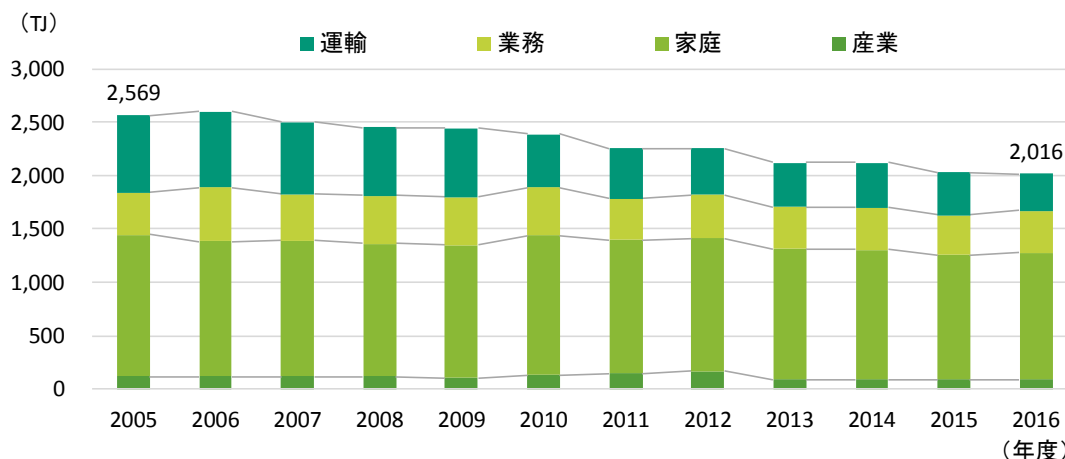
出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」多摩地域温室効果ガス排出量

図 4-6 狛江市の部門別 CO₂ 排出割合の推移

CO₂ 排出量の大部分はエネルギーの消費に由来します。狛江市のエネルギー消費量は減少傾向にあり、平成 28 (2016) 年度のエネルギー消費量は 2,016TJ* となっています。

部門別では、産業部門、運輸部門が減少傾向であり、家庭部門、業務部門は近年ほぼ横ばいで推移しています。平成 28 (2016) 年度時点で、狛江市でエネルギー消費量が最も多い部門は家庭部門であり、総消費量の 59.0%を占めています。

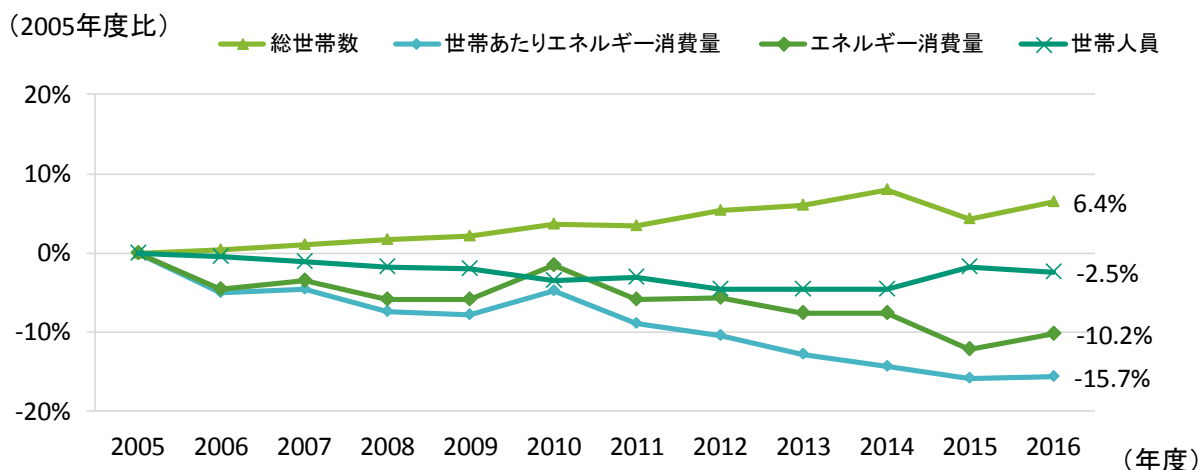
「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」多摩地域温室効果ガス排出量

図 4-7 狛江市の部門別エネルギー消費量の推移

狛江市のエネルギー消費の過半数を占める家庭部門のエネルギー消費量は、総世帯数が現在も増加傾向であるにもかかわらず、平成 17（2005）年度以降はやや減少傾向で推移しています。世帯当たりエネルギー消費量でみると、総消費量以上に減少傾向にあります。その背景として、世帯人員の減少が考えられます。



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」多摩地域温室効果ガス排出量

図 4-8 狛江市の家庭部門エネルギー消費量と世帯数の関係

◆ 省エネ行動に関する現状

狛江市では、地球温暖化対策として、市民・事業者に対する省エネの普及啓発をはじめ、街灯の LED* 化や庁内における電気自動車*の導入、カーシェアリングの実施等の取組を率先的に進めてきました。

その結果、節電や公共交通機関の活用等、日常生活における省エネ行動は多くの市民・事業者に定着しています。意識調査によると、節電を実施している割合は市民の 94%、事業者の 81%にもなります。また、家電等の購入時に省エネ型の製品を選ぶ市民も増えており、意識調査によると、市民の 64%、事業者の 85%となっています。

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

◆ 再生可能エネルギー*の導入に関する現状

狛江市では、市民・事業者に対しての各種普及啓発や、市の施設への率直的な導入により、太陽光発電*をはじめとした再生可能エネルギーの導入を促進してきました。その結果、固定価格買取制度等の後押しもあり、市内における太陽光発電の導入量は大幅に増加しました。固定価格買取制度による一般家庭向けの10kW未満の太陽光発電導入件数は、平成26(2014)年4月時点の件数が475件、導入容量が1,661kWであったのに対し、平成30(2018)年12月には件数が677件、導入容量が2,524kWまで増加しました。

また、電力の自由化が進んだことにより、市民・事業者が、再生可能エネルギーに由来した電気を選ぶことも可能となっています。

固定価格買取制度による狛江市の太陽光発電導入件数

時期	太陽光発電（導入件数）			太陽光発電（導入容量）		
	10kW未満	10kW以上 50kW未満	50kW以上 500kW未満	10kW未満	10kW以上 50kW未満	50kW以上 500kW未満
平成26(2014)年 4月	475件	14件	1件	1,661kW	209kW	80kW
平成30(2018)年 12月	677件	41件	1件	2,524kW	658kW	80kW

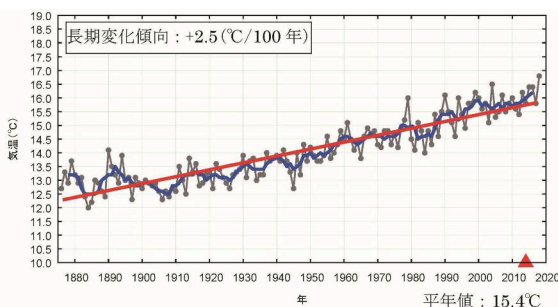
出典：「経済産業省固定価格買取制度ホームページ」（経済産業省）

◆ 地球温暖化の進行による影響

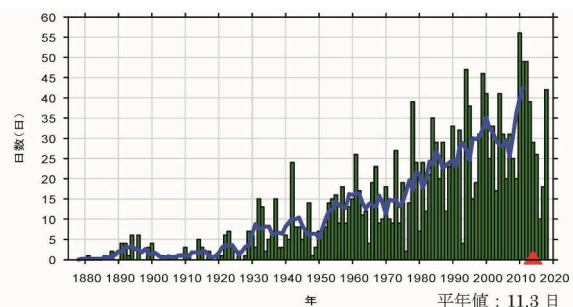
東京管区気象台の観測結果によると、都内の平均気温はこれまでの100年で約2.5℃上昇しており、熱帯夜（夜間の最低気温が25℃以上）の増加や冬日の減少等が顕著です。

都内の気象に係る今後100年間の将来予測では、平均気温が約4℃上昇することや、滝のように降る雨の発生が2倍、猛暑日（日最高気温が35℃以上）が年間で40日増加することが予測されています。

これらの地球温暖化の影響は、夏の暑さによる健康被害や局地的・短期的な豪雨災害等を通じて、狛江市の市民生活においても実感できるレベルになりつつあります。地球温暖化の適応策*に関する関連動向として、平成30(2018)年の「気候変動適応法」の施行に伴い、各自治体において「適応策」についても、検討・推進していくことが求められています。



【年平均気温の経年変化】



【熱帯夜日数の経年変化】

出典：「気候変化レポート2018 ー関東甲信・北陸・東海地方ー」東京管区気象台

図 4-9 東京管区気象台における気候変動に関する観測結果

* が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(2) 課題

◆ 温室効果ガス*排出量の一層の削減

地球温暖化の進行を緩和するためには、市内から発生する温室効果ガスの一層の削減が必要となっています。特に、狛江市では家庭部門と業務部門における削減が必須であり、市民一人ひとりの主体的な取組が必要となっています。

また、国際社会や日本の動向を踏まえ、狛江市としての新たな温室効果ガス排出量の削減目標を定めるとともに、その達成に向けて一層の取組強化が求められています。

◆ 家庭や事業所における省エネの徹底

日常生活における省エネ行動には、まだ工夫の余地が残されています。そのため、取組の効果もセットにした普及啓発等を推進し、一人ひとりの主体的な取組を促すことが必要です。

また、エネルギー消費の大幅な削減には、家電製品や設備、自動車等の省エネ型機器への転換が効果的であることから、家計へのメリットや正しい選び方等を周知することが重要です。

◆ 太陽光発電*をはじめとした再生可能エネルギー*等の継続的な導入拡大

市内の太陽光発電については、固定価格買取制度による買取価格の低下等の影響もあり、近年は新規導入がやや停滞しています。しかし、再エネ賦課金等の影響もあり、蓄電池等と組み合わせた自家消費型の太陽光発電は、電気代の節約につながる設備として位置付けが変わりつつあります。

このような太陽光発電に対する正しい認識を普及させつつ、今後も継続的に太陽光発電の導入拡大を促す必要があります。

また、水素エネルギー*をはじめとした新技術の普及や、エネルギー選択の幅が広がりを見せる中で、これらを視野に入れた検討が求められています。

◆ 気候変動に備えた計画的な適応策*の推進

地球温暖化による影響は、今後ますます深刻化することが想定されることから、市民の健康や財産を守るため、一人ひとりに自衛意識を定着させるとともに、適切なインフラ整備を計画的に推進することが重要です。

そのためには、防災や健康、福祉等の様々な分野と連携しながら、全ての市民に暑さや災害に対する正しい対処方法や正確な情報を提供していく必要があります。

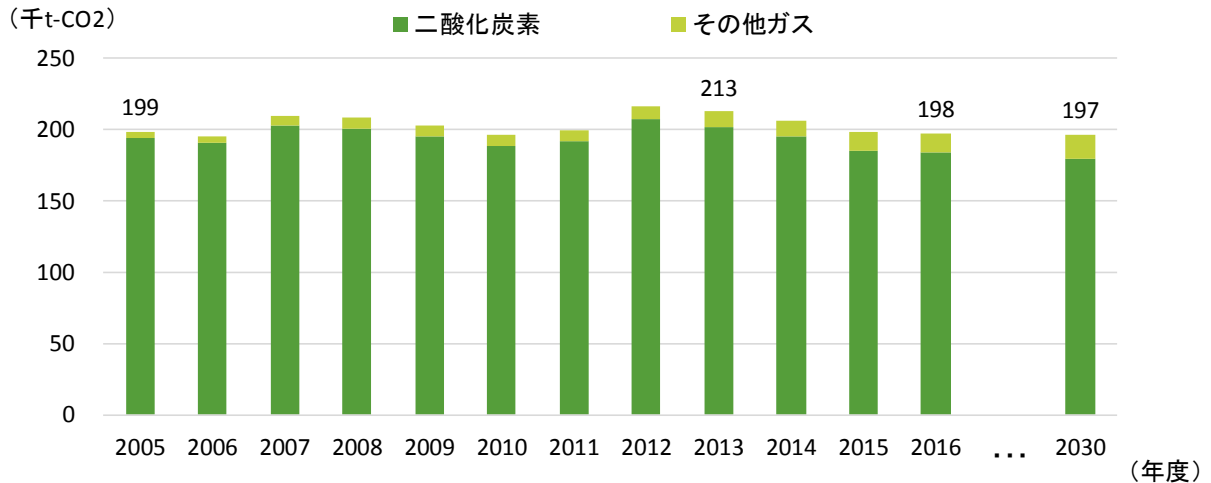
「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(3) 温室効果ガス*排出量削減目標

◆ 狛江市の温室効果ガス排出量の将来推計

狛江市の令和12(2030)年度時点での温室効果ガス排出量は、このまま追加的な地球温暖化対策を実施しない場合、人口の減少等*により、現状よりやや減少すると予測されます。

※「狛江市人口ビジョン」(平成28(2016)年2月)より

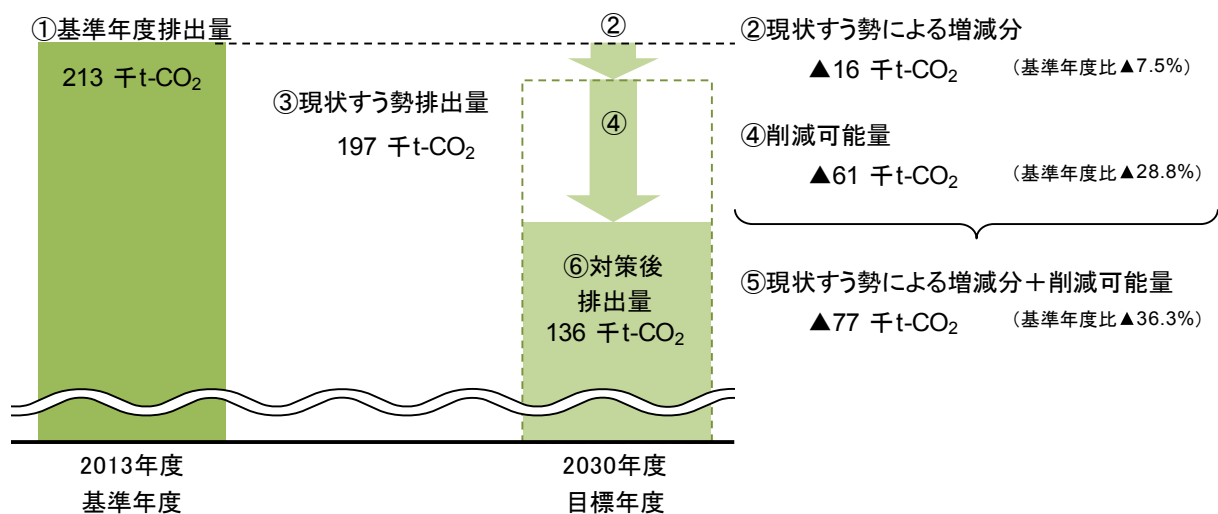


出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」多摩地域温室効果ガス排出量を基に推計

図 4-10 狛江市の温室効果ガス排出量の将来推計結果

◆ 狛江市における温室効果ガス排出量の削減可能量

今後、国・都・市が連携して、あらゆる地球温暖化対策を計画どおり進めることができた場合、狛江市における温室効果ガス排出量は、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比約36.3%の温室効果ガス排出削減を見込むことができます。



※端数処理の関係上、合計値が100.0%とならない場合があります。

出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」多摩地域温室効果ガス排出量を基に推計

図 4-11 狛江市の温室効果ガス排出削減可能量の推計結果

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

◆ 狛江市の温室効果ガス*排出量の削減目標

狛江市の温室効果ガス排出量を取り巻く状況や、将来排出量及び削減可能量の推計結果に基づき、市域の温室効果ガス排出削減目標を次のとおり掲げます。

中期目標は、市域の将来の排出削減可能量（36.3%）に対して、推計の不確実性や目標達成の確実性を考慮し、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比36%の削減、長期目標は日本の長期目標と整合を図り令和32（2050）年度に80%削減とします。

温室効果ガスの排出削減目標

＜中期目標＞

温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比**36%**削減

＜長期目標＞

温室効果ガス排出量を令和32（2050）年度に**80%**削減

(4) 施策の方向性と指標・目標

- ・市民・事業者への普及啓発等を通じて、市民等が自然に省エネ型で快適な生活へと転換する社会をめざします。
- ・電力自由化をはじめとした社会情勢の変化や技術進展等も踏まえ、温室効果ガスの削減に効果的な対策を講じます。
- ・今後ますます顕在化する気候変動による暮らしへの影響に備えて、市民の健康や安心・安全を維持できる適応策*を推進します。

基本目標2では、3つの施策の方向性（2-1 エネルギー効率のよいまち、2-2 再生可能エネルギー*等の利用促進、2-3 気候変動の影響への適応）を定め、下表に示す指標により目標の達成状況等の進捗管理を行います。

施策の方向性	指標	現状 (平成30(2018)年度)	目標 (令和11(2029)年度)
2-1 エネルギー効率のよいまち	市内のエネルギー消費量	2,016TJ* (平成28(2016)年度)	1,400TJ (令和12(2030)年度)
2-2 再生可能エネルギー等の利用促進	太陽光発電*設備、家庭用燃料電池*等に対する市の助成金交付事業の利用件数(累計)	284件	1,000件 (100件/年)
2-3 気候変動の影響への適応	熱中症による市内の搬送者数	50人	50人以下

*が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(5) 個別施策と具体的な取組

市の個別施策と具体的な取組は、次のとおりです。

施策の方向性 2-1 エネルギー効率のよいまち

個別施策	具体的な取組
2-1-1 家庭の省エネルギー促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活における省エネ行動の促進 ● 家電製品や自家用車等の購入時における省エネ型機器の選択促進 ● 住宅へのエネルギーマネジメントシステム*の導入促進 ● 住宅の新築時又は改修時の省エネ化の促進
2-1-2 事業所の省エネルギー促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常業務における省エネ行動の促進 ● OA 機器や照明、空調設備、車両等の購入時における省エネ型機器選択の促進 ● 事業所等へのエネルギーマネジメントシステムの導入促進 ● 事業所等の新築時又は改修時の省エネ化の促進 ● 環境に配慮した経営の促進
2-1-3 公共交通・徒歩・自転車等での移動促進に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通の利便性向上の推進 ● 徒歩・自転車で移動しやすい道路整備 ● 徒歩移動・自転車利用等の副次的効果（自然と親しむ、健康増進等）に着目した普及啓発
2-1-4 市の施設における省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の省エネ行動の推進 ● 市の施設における照明、空調設備、OA 機器等の省エネ型機器への転換の推進 ● 市の施設におけるエネルギーマネジメントシステムの導入推進 ● 公用車の次世代自動車*への転換

施策の方向性 2-2 再生可能エネルギー*等の利用促進

個別施策	具体的な取組
2-2-1 太陽光発電*等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅や事業所等への太陽光発電等の導入促進 ● 市民・事業者との連携・協働による太陽光発電等の導入手法に関する検討 ● 各種制度に関する情報提供の推進
2-2-2 エネルギーの多様化と自家消費の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃料電池*車や燃料電池（家庭用燃料電池*：エネファーム、事業所用燃料電池等）の導入促進 ● 蓄電池やV2H（電気自動車*や燃料電池車から建物に電気を供給できるシステム）の導入促進 ● 市民・事業者に対する低炭素*な電力の活用促進 ● 水素エネルギー*に係るインフラ整備や流通体制の構築に関する研究

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

2-2-3 市の施設における再生可能エネルギー*等の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 新設又は大規模改修を行う公共施設における再生可能エネルギーの導入検討 ● 新設又は大規模改修を行う公共施設における自然光や風を取り込んだ構造等の検討 ● 既存の太陽光発電*設備の有効活用の検討（蓄電池との組合せによる自家消費型システムの構築、更新・維持管理等における民間活力の検討等）
--------------------------------	--

施策の方向性 2-3 気候変動の影響への適応

個別施策	具体的な取組
2-3-1 地球温暖化に関する情報収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関・市民等との連携・協働によるモニタリングの推進 ● 地球温暖化の現状や将来予測等の情報発信
2-3-2 暑さ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅・事業所・市の施設等における壁面緑化*、屋上緑化*、緑のカーテン*の推進 ● 公共空間における暑さ対策の推進（街路樹の活用、クールミストの設置、保水性舗装の推進等） ● 市の施設の活用や民間事業者との連携・協働によるクールシェアの推進 ● 熱中症の予防や処置に関する情報の発信
2-3-3 浸水等による被害防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水ハザードマップ*等による日常的な注意喚起の推進 ● 緊急時の体制の充実
2-3-4 自然環境への影響軽減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生態系*の変化に関するモニタリングの実施 ● 街路樹等の^{ひんすい}灌水における市民協働の推進（湧水時の水やり等への協力）

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

基本目標 3
(資源循環)

環境負荷の少ない、循環型社会*の推進

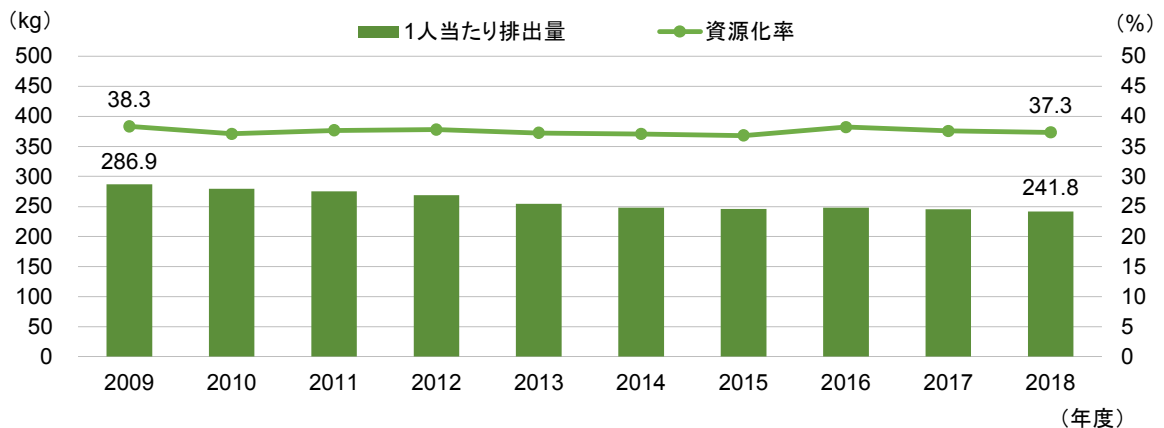
(1) 現状

◆ ごみ排出量の現状

平成 17 (2005) 年の可燃ごみ・不燃ごみのごみ袋有料化以降、市民一人当たりのごみ排出量は減少傾向にある一方、事業系のごみについては、微増傾向にあります。

また、狛江市では使用済小型家電からの有用な金属類のリサイクルや集団回収等により、ごみの資源化を進めています。

近年、プラスチック製のボトルやレジ袋等のプラスチック製品が、波や紫外線に晒され、劣化することで発生するマイクロプラスチックが海洋ごみとして大きな社会問題となっています。令和元 (2019) 年の G20 サミットにて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和 32 (2050) 年までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されています。狛江市では、ペットボトルを除く容器包装プラスチックについては、可燃ごみとしてエネルギーリカバリー*しています。



出典：「統計こまえ」「狛江市清掃概要」

図 4-12 狛江市の一人当たりのごみ排出量と資源化率*

◆ ごみ処理と資源循環の現状

狛江市では、ごみ・資源物の安定的かつ効率的な処理に向けて、平成 29 (2017) 年度にビン・缶リサイクルセンターの大規模改修を実施しました。中間処理施設であるクリーンセンター多摩川については、竣工以降、定期的な修繕により安定稼動を行ってきました。

また、最終処分場における狛江市分の埋立処分量は、エコセメント事業等により、ゼロを継続しています。

「」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(2) 課題

◆ 排出ごみ全体のさらなる削減と新たなごみの発生への対応

廃棄物の減量に向けて、引き続き市民・事業者・行政が連携・協働して4R*の取組を推進することが求められています。

また、令和元（2019）年に「食品ロス*の削減の推進に関する法律」が施行されことを踏まえ、食品ロスの削減への取組を強化する必要があります。

また、プラスチックごみについては、温室効果ガス*削減に配慮しつつ、排出抑制に向けた取組が求められています。

◆ 安全・安定的なごみ処理の実行

クリーンセンター多摩川については、竣工後 20 年を経過しており、今後大規模修繕を行う必要があります。

(3) 施策の方向性と指標・目標

- 4R の取組を進め、廃棄物の発生抑制*を図り、廃棄物の減量と資源の有効活用を促進します。
- 市民・事業者・行政が連携・協働し、安全で安定的かつ継続的な廃棄物処理施策を推進します。

基本目標 3 では、2 つの施策の方向性（3-1 ごみ排出量の低減（4R の推進）、3-2 適正なごみ処理と資源循環の推進）を定め、下表に示す指標により目標の達成状況等の進捗管理を行います。

施策の方向性	指標	現状	目標
		(平成 30 (2018) 年度)	(令和 11 (2029) 年度)
3-1 ごみ排出量の低減 (4R の推進)	市民一人当たりの年間 ごみ排出量	241.8kg/人	232.6kg/人
3-2 適正なごみ処理と 資源循環の推進	資源化率*	37.3%	39.0%

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(4) 個別施策と具体的な取組

市の個別施策と具体的な取組は、次のとおりです。

施策の方向性 3-1 ごみ排出量の低減(4R*の推進)

個別施策	具体的な取組
3-1-1 4Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者が共感でき、ごみの排出抑制につながるマイバッグ等の普及啓発の実施 ● 生産者・流通業者等の事業者が拡大生産者責任に基づき行う発生回避・発生抑制*の促進 ● 情報発信、地域での監視等を通じたごみ出しにおける正しい分別の促進 ● リユース促進に向けた情報提供と仕組みの検討 ● 日常生活における買い方、使い方、処分の仕方の見直しの普及啓発促進
3-1-2 プラスチックごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> ● レジ袋の使用抑制等によるワンウェイプラスチックの使用削減の促進 ● 石油由来プラスチック代替品の利用促進 ● 市の施設やイベントにおける石油由来プラスチック代替品(ごみ袋、食器等)の率先利用
3-1-3 食品ロス*の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 食材の使い切りや食べ残し防止等に関する普及啓発 ● フードバンク活動への協力 ● 市内飲食店や小売店との連携・協働による食品ロスの削減(小盛りメニューの推進等)

施策の方向性 3-2 適正なごみ処理と資源循環の推進

個別施策	具体的な取組
3-2-1 適正なごみ処理と資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺環境に配慮した安全で安定的な中間処理及び最終処分の実施 ● クリーンセンター多摩川の大規模修繕

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

基本目標 4
(都市環境)

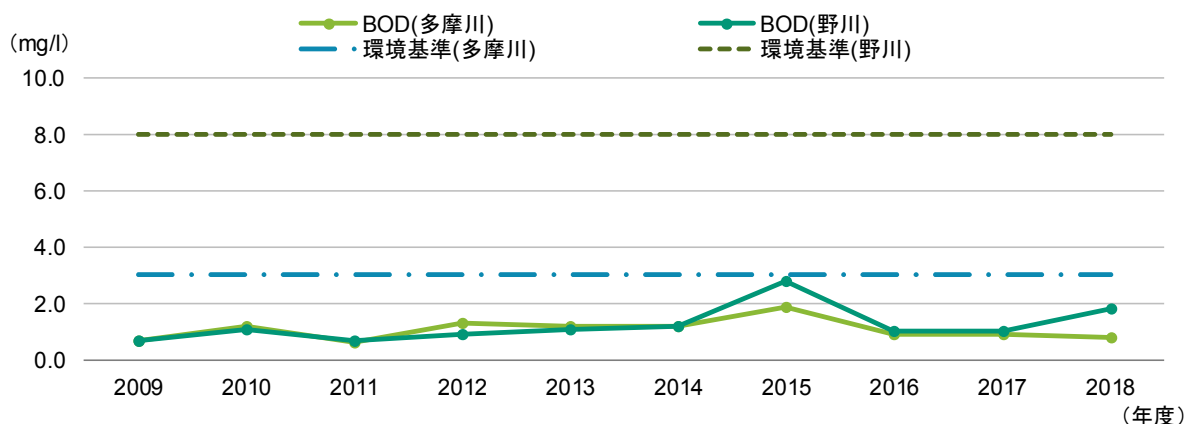
健やかで安全・快適な暮らしを維持する、都市環境の確保

(1) 現状

◆ 公害対策の現状

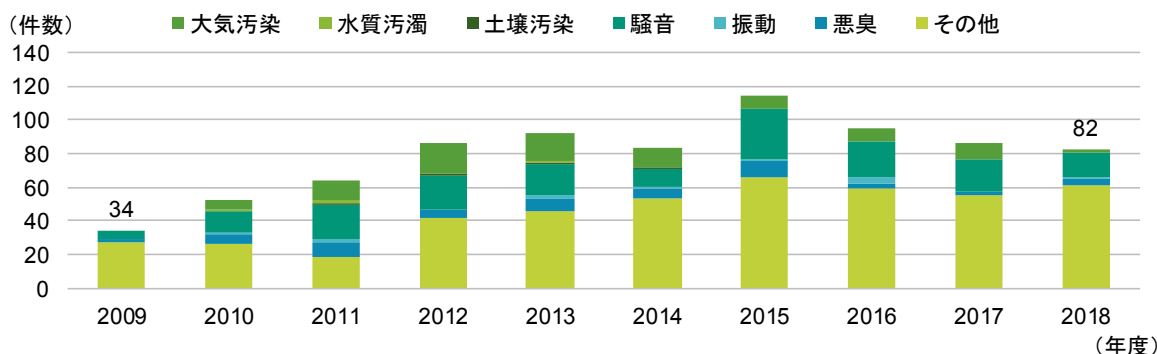
狛江市では、市内の大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対しては、国や東京都と連携しながら発生を抑止に努めており、多摩川・野川の水質、市内の騒音レベルは、概ね基準値を下回る結果となっています。また、公害苦情件数も近年減少傾向にあります。

空間放射線量についても定期的に測定しており、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告の目安を大幅に下回る結果が続いています。



出典：「狛江のかんきょう」

図 4-13 河川のBOD*（生物化学的酸素要求量）の推移



出典：「狛江のかんきょう」

図 4-14 市内における公害苦情件数

◆ 水循環の現状

都市化の進展や地球温暖化等に伴う気候変動により局所的な集中豪雨が増加する等、都市型水害が各地で問題となっています。

狛江市では、健全な水循環を回復するために、官民の事業を問わず雨水流出抑制施設の設置の推進や雨水管渠の整備を進めています。

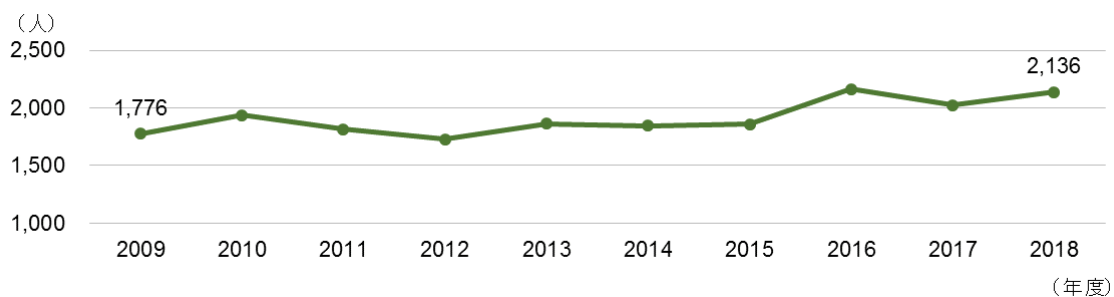
「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

また、水循環に関する関連動向として、平成26(2014)年施行の「水循環基本法」に基づき、国レベルで水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進が開始されています。

◆ 市民の生活環境の現状

市内においては、美化・清掃活動の定着、不法投棄の減少等、地域の生活環境の保全に向けた取組の着実な成果がみられます。その一方で、最近は美化活動等のイベントにおける参加者がやや固定化する傾向にあります。

また、地域環境の美化に向けて、路上喫煙・歩きタバコに対する取組を進めています。狛江市では、平成27(2015)年に「狛江市路上喫煙等の制限に関する条例」を施行し、平成30(2018)年には路上喫煙・歩きタバコに対する罰則規定を設ける条例改正を行いました。



出典：「狛江のかんきょう」

図 4-15 多摩川統一清掃の参加者数の推移

(2) 課題

◆ 公害の抑制と公害発生への早急な対応

公害問題は、市民の健康・安全・生活環境に大きく関わる問題であり、発生の抑制と早急な対応が課題となっています。

狛江市内では、維持されることが望ましいとされる基準を概ね下回っているものの、引き続き環境負荷の低減や、市民の健康・安全の確保のために、観測・測定を実施することに加え、公害の発生原因となりうる関連事業者・行為への監督・指導等を実施していくことが求められます。

◆ 健全な水循環の回復

雨水の下水道及び河川への流出抑制による都市型水害リスクの軽減や、適正な水循環を促すために、雨水浸透ます*や雨水貯留槽等の雨水流出抑制施設の設置、雨水管渠の整備を進めるとともに、水循環の重要性に関する啓発を継続的に行っていく必要があります。

「」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

◆ 市民意識の向上による適切な生活環境の保全

市内の快適な生活環境を維持していくため、美化・清掃活動の継続的な開催や、不法投棄に対する市民の意識向上、良好な住環境・景観の確保が課題となっています。

そのため、従来から行われている美化・清掃活動への市民・事業者のさらなる参加促進や、住環境・景観維持に対する啓発・指導に取り組むことが求められます。

また、今後国や都の受動喫煙対策を受け、屋外の喫煙行為、たばこのポイ捨てが増えることが想定されることから、その対策も含め、継続的な取組が必要です。

(3) 施策の方向性と指標・目標

- ・国や東京都、周辺自治体等と連携し、引き続き生活環境項目の監視等に取り組みながら、良好な都市環境（大気質、水質等）を維持します。
- ・定着しつつある市内の景観保全や環境美化の意識のさらなる浸透・拡大をめざします。
- ・文化や歴史的な背景も踏まえて、狛江らしい環境を創出・保全します。

基本目標 4 では、3 つの施策の方向性（4-1 大気・水質等の保全と騒音・振動等の抑制、4-2 健全な水循環の回復、4-3 地域に根ざした生活環境の保全）を定め、下表に示す指標により目標の達成状況等の進捗管理を行います。

施策の方向性	指標	現状 (平成30(2018)年度)	目標 (令和11(2029)年度)
4-1 大気・水質等の保全と騒音・振動等の抑制	環境基準*の達成状況	全項目達成 (河川の水質に係る大腸菌群数の項目を除く)*1	現状維持
4-2 健全な水循環の回復	雨水浸透ます*の設置件数(累計)	8,186基	8,736基(50基/年)
4-3 地域に根ざした生活環境の保全	美化・清掃活動の参加者数	3,251人*2	3,500人以上
	不法投棄への対処件数	75件	70件以下
	路上喫煙の指導件数	7.3件/日	3件/日以下

※1 大腸菌群数については、元来土壌や水中に生息する菌種や非糞便性の菌種も含まれることから、糞便汚染の指標としての適切性が国の中央環境審議会において議論されている。

※2 多摩川統一清掃、野川美化清掃、クリーン大作戦の参加者数

(4) 個別施策と具体的な取組

市の個別施策と具体的な取組は、次のとおりです。

施策の方向性 4-1 大気・水質等の保全と騒音・振動等の抑制

個別施策	具体的な取組
4-1-1 環境監視・測定の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・都・市民等との連携・協働による大気、水質、騒音、振動等の継続的な監視・測定の実施 ● 事業者による土壌汚染や有害物質使用、河川等への排水に関する監督・指導の実施 ● 建物解体時のアスベスト対策に関する監督・指導の実施 ● 放射線量の継続的なモニタリングの実施

施策の方向性 4-2 健全な水循環の回復

個別施策	具体的な取組
4-2-1 雨水浸透による水循環の回復	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水浸透施設や浸透舗装等の整備
4-2-2 水資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水・中水利用、節水行動の促進 ● 地下水利用に関する監督・指導の実施

施策の方向性 4-3 地域に根ざした生活環境の保全

個別施策	具体的な取組
4-3-1 地域の美化・清掃活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 多摩川統一清掃・野川美化清掃等への参加促進 ● 町会・自治会や団体による美化・清掃活動の促進
4-3-2 マナーの向上による地域環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄防止のための普及啓発活動の推進 ● 地域との連携・協働による不法投棄抑止の取組の推進 ● 路上喫煙等による迷惑行為の対策推進
4-3-3 良好な景観づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮した住環境の創出と確保 ● 狛江らしい歴史・文化を活かした景観の次世代への継承

4.2.2 共通目標に基づく環境施策

基本目標 5

主体的な実践につなげる、人づくり・地域づくり

(1) 現状

◆ 市民の環境意識の現状

狛江市では、これまでに環境保全の普及啓発に向けた様々なイベントや啓発、環境学習・環境教育に取り組んできました。多くの市民が参加する一方で、参加者の固定化、新規参加者の減少傾向が見られます。

しかし、市民意識調査によると、「環境を守るために、私たちも常に努力すべきである」という考えに対し、70代以上の高齢世代や30～40代の子育て世代のそれぞれ半数近くが強く思うと回答しており、環境意識が高い傾向が見られます。

◆ 市民・市民団体の活動の現状

環境保全活動等への市民の参加状況は、近年やや停滞している傾向があります。

また市内では、複数の市民団体等が緑化活動や美化・清掃活動等の活動をしていますが、メンバーの高齢化や新規加入の減少等により、活動が停滞又は縮小している団体も見られます。

◆ 多様な主体の交流・連携の現状

狛江市では、緑、低炭素*・エネルギーの各分野について、それぞれ市民ワーキンググループを設置し、環境保全に関心の高い市民間の交流を促進しています。

また、多摩川流域の他自治体等との交流・連携を通じて、流域全体の環境保全や市民の環境学習・環境教育等を推進しています。

(2) 課題

◆ 子ども及び子どもを通じた家庭への普及啓発と無関心層の取込み

環境活動の継続的な実施とさらなる市民参加の拡大のため、子どもの頃からの環境保全意識の早期定着や、子どもを通じた家庭への普及啓発、環境への無関心層の取り込みが課題となっています。こうした層への働きかけには、子どもたちへの環境教育や、若い世代をターゲットにした啓発の実施、健康福祉、観光やスポーツ等の他分野との連携による「ついで」「ながら」の普及啓発の機会を増やすことが重要となります。

◆ 地域のリーダーの確保や市民協働活動を推進するための活動環境の充実

市民・事業者が継続的に活動し、また、取組を拡大していくにあたって、地域のリーダーの確保や、市民協働活動を推進するための活動環境の充実が課題となっています。

そのため、市内で核となって活動する人材を育成し、市民参加型、各主体連携型の環境保全活動を浸透させていく必要があります。

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

◆ 連携のきっかけや連携相手の確保

平成30(2018)年8月に実施した市民・事業者及び関係団体への意識調査(アンケート)によると、多くの市民団体が技術不足や外部との連携不足等により、単体での活動の継続又は活動の拡充が困難と感じる傾向があり、団体間のネットワークや市・事業者等との連携の充実、さらには大学や事業者、近隣自治体との連携強化等による活動の活性化が望まれています。

(3) 施策の方向性と指標・目標

- ・ 狛江市の将来を担う子どもや子育て世代に着目し、他分野との連携・協働による普及啓発の機会を増やし、環境保全意識の早期定着と若い世代の参加拡大に取り組みます。
- ・ また、環境の各分野間で活動する市民団体等の横断的な連携・協働を深め、活動主体の裾野の拡大に取り組みます。

基本目標5では、3つの施策の方向性(5-1 環境意識の向上、5-2 環境保全を「実践」する人づくり、5-3 ネットワークの形成)を定め、下表に示す指標により目標の達成状況等の進捗管理を行います。

施策の方向性	指標	現状 (平成30(2018)年度)	目標 (令和11(2029)年度)
5-1 環境意識の向上	環境を守るために積極的に活動したいと考える市民の割合	77.5% ^{※1}	90%以上
5-2 環境保全を「実践」する人づくり	市民参加型の環境保全活動への延べ参加者数	4,455人 ^{※2}	5,000人以上
5-3 ネットワークの形成	多様な主体が参加する会議・イベント等の開催回数	16回 ^{※3}	20回以上

※1 平成30(2018)年度に実施した市民意識調査において、「環境を守るために積極的に活動したい」に「強く思う(21.0%)」「思う(56.5%)」と回答した市民の合計

※2 アドプト制度*による美化・清掃活動への延べ参加者数

※3 環境に関する協働事業数

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(4) 個別施策と具体的な取組

市の個別施策と具体的な取組は、次のとおりです。

施策の方向性 5-1 環境意識の向上

個別施策	具体的な取組
5-1-1 情報発信、意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の媒体を通じた情報発信の推進 ● 情報発信手段の多様化・効率化の検討（副次的効果として健康、福祉、防災、観光等と連携した情報発信、SNSの活用、外国人向けの情報発信手段等） ● 環境月間の推進
5-1-2 地域や子どもに向けた環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な社会づくりに向けた教育推進校への指導・助言 ● 学校教育における生物多様性の学習推進 ● 小学生環境サミットの実施 ● 環境に関する講座やイベント等の実施 ● 市民団体や事業所等への出張講座（まなび講座）の実施 ● 自然体験ができる場づくりの充実

施策の方向性 5-2 環境保全を「実践」する人づくり

個別施策	具体的な取組
5-2-1 地域のリーダー的人材の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ● エコパートナーシップ*との連携強化と拡充の検討
5-2-2 市民協働による環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民参加型の環境保全活動の推進 ● 市民・事業者との連携・協働による環境保全活動の推進（市民協働事業提案制度の活用等）
5-2-3 市民主体の身近な環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者による環境保全活動の支援 ● 環境表彰制度等の実施による環境活動の普及啓発

施策の方向性 5-3 ネットワークの形成

個別施策	具体的な取組
5-3-1 主体間のネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民団体間での情報共有・意見交換の場づくりの検討 ● ワーキンググループ等による取組の推進 ● 大学、企業等、多様な主体との連携・交流の推進
5-3-2 広域的連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や都、多摩川流域自治体等との情報共有や意見交換の実施 ● 多摩川流域自治体等との交流事業の推進（体験型学習、環境人材交流、小菅産木材の活用等） ● 近隣自治体等との連携方策の研究

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。